

利根川水系渡良瀬川圏域河川整備計画（変更）について

資料 2

◆ 河川整備計画とは

河川法（第16条の2）に基づき、河川管理者が定める法定計画で、具体的な河川整備の内容を明らかにするもの。

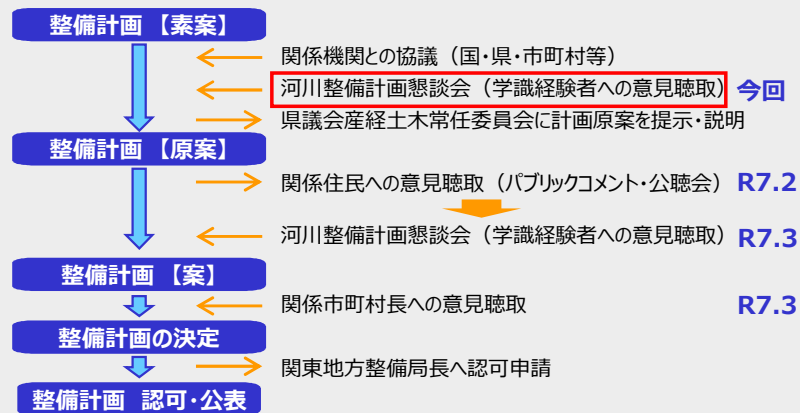
【河川整備計画に定める事項】（河川法施行令第10条の3）

河川整備の目標や、具体的な河川の整備の実施に関する事項を明記します。

- ① 圏域の概要（どのような地域か）
- ② 圏域の課題（どのような課題があるのか）
- ③ 計画対象期間（いつまでに完成させるか）
- ④ 計画の目標（どの程度の洪水に対応させるか）
- ⑤ 改修区間・改修方法（どの区間を、どのような方法で改修するのか）等

【河川整備計画の策定までの流れ】

学識経験者や関係住民、関係市町村長への意見聴取を実施。



【河川整備計画の圏域区分】

群馬県における河川整備計画は、地域の風土や文化、また河川の特長等を考慮し、県内を10圏域に分割。10圏域全てで計画策定済み。事業の進捗状況や気候変動影響等を踏まえ、順次見直し予定。



◆ 渡良瀬川圏域河川整備計画（変更）の概要

【計画変更の経緯】

平成24年に現計画を策定。令和5年度末までに、計画に位置付けた山田川や桐生川の整備が完了。

- ・ 未改修の区間において、**浸水被害が発生した箇所等**の対策
- ・ 頻発化・激甚化する気象災害に対応するため、**気候変動の影響を考慮した目標**への見直しが必要であることから、現計画を変更するもの。

【河川整備計画に定める事項】

① 圏域の概要（どのような地域か）

- ・ 群馬県東部、桐生市、みどり市の2市で構成
- ・ 渡良瀬川、桐生川、山田川等、計25河川（総延長約162.6 km）

② 圏域の現況と課題（どのような課題があるのか）

- ・ 未改修区間における浸水被害の防止・軽減
- ・ 気候変動による水害の頻発化・激甚化への対応

③ 計画対象期間（いつまでに完成させるか）

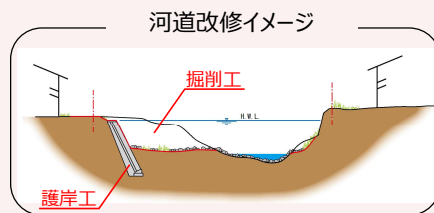
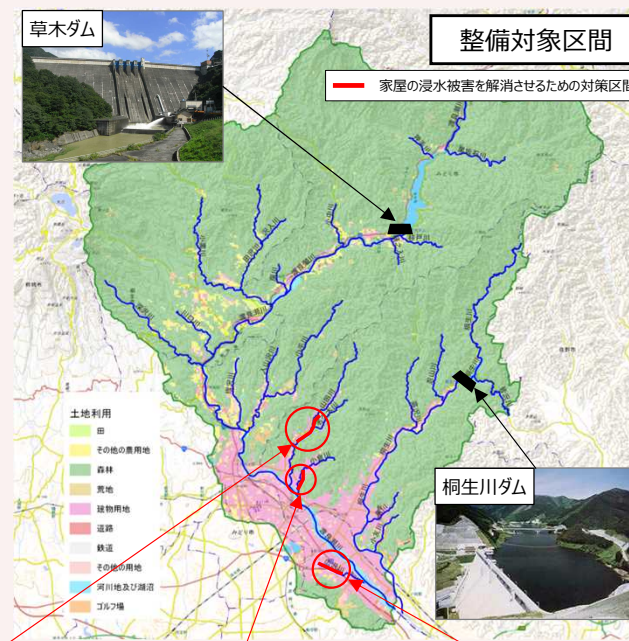
- ・ 令和7年度から令和26年度までの**20年間**

④ 計画の目標（どの程度の洪水に対応させるか）

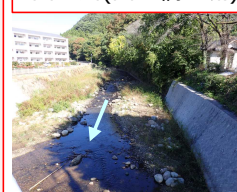
- ・ 小倉川、山田川及び広沢川は、**気候変動の影響を考慮した概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水**に対応

⑤ 改修区間及び改修・維持方法（どの区間を、どのような方法で改修・維持するのか）

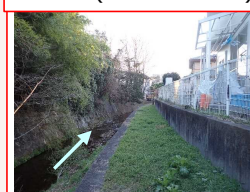
- ・ 現況河川の流下能力が不足し、家屋の浸水被害の恐れのある区間において、**河道の拡幅や掘削、分水路、貯留施設の整備等**を実施
- ・ 工事实施・維持管理にあたっては自然環境や親水性に配慮



山田川(山田橋上流)



小倉川(桐生市川内町)



広沢川(桐生市広沢町)

